

菊池市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊池市広告掲載事業実施要綱(平成20年告示第23号。以下「要綱」という。)第4条第2項及び第5条並びに菊池市広告事業掲載基準(平成20年告示第24号。以下「基準」という。)第3条の規定に基づき、菊池市が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 広告掲載を行う市ホームページにおける広告の位置及び枠数等は、市ホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告の種類及び規格)

第3条 広告の種類はバナー広告とし、規格は別表のとおりとする。

2 次の各号に定める表現を含んだバナー広告は、掲載しない。

(1) 閲覧者に誤解を与える表現等

ア 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などの表示

イ アラートの表示

ウ テキスト入力ができるように見える表示

エ プルダウンメニューの表示

(2) 市政や市ホームページの掲載内容と混同するおそれのあるもの

ア 市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの

イ 市が行う事業と混同する単語や表現(「災害情報」「市民協同」「生涯学習」等)

ウ 市章の使用

(3) 文字の点滅等、過度の色覚的刺激により閲覧者に不快感を与えるもの

(4) その他、掲載が不相当であると市長が認めるもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は原則として1月単位とし、連続する掲載期間は各年度で最大12月とする。

2 広告掲載の開始は、原則として掲載を開始する日の属する月を第1月目とする。

3 広告掲載の終了は、原則として契約した最終月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の掲載開始日及び掲載終了日は、市が別に定める。

5 広告掲載期間内に、災害などを起因とする障害や市電算システム等のメンテナンス及び停電等によるホームページの公開停止期間を除き、市の事情により市のホームページを一時閉鎖するなど当該広告を掲載しなかった場合は、その閉鎖日数に応じ掲載期間を延長する。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告の募集は、市と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)が行うものとする。

(広告取扱業者の選定)

第6条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札に関し必要となる事項は、市が別に定める。

(広告掲載の申込み及び承認)

第7条 市ホームページへ広告掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告取扱業者は、前項の申込みがあった場合は、第3条の規定によるもののほか要綱並びに基準に基づき審査を行うとともに、掲載の可否について市と協議し、承認を得なければならない。

3 承認に当たっては、次の資料を添付して提出するものとする。

(1) バナー広告案(デザイン素材、ラフ・スケッチ、デジタルデータ等)

(2) バナー広告からリンクさせる場合には、リンク先として広告掲載者が指定するホームページの内容が分かる資料

(3) その他広告掲載者の健全性を確認するために特に必要とする資料

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告取扱業者は、第3条の規定によるもののほか要綱並びに基準により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して7日前の日までに市が指定する場所に提出するものとする。

2 市は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第3条の規定によるもののほか要綱並びに基準に反すると判断した場合は、広告取扱業者に修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、広告取扱業者が定める。

2 広告掲載者は、広告取扱業者が定める手続に従い、広告取扱業者に広告掲載料を支払うものとする。

(広告内容の変更)

第10条 市長は、第6条第2項により広告の承認をした後、事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が要綱第4条第2項及び基準第3条に規定する基準に抵触又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告料を納入しなかったとき。

(2) 広告掲載に必要な広告物の原稿が指定する期日までに提出されなかったとき。

(3) 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告取扱業者が応じないとき。

- (4) その他特に広告掲載に支障があると認めるとき。
- 2 市は、前項の規定により広告の掲載の承認を取り消した場合は、広告取扱業者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 広告掲載者又は広告取扱業者は、前項の規定による広告掲載の承認の取消しに伴う損害賠償については、市長に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- (広告掲載の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者又は広告取扱業者が広告関係法令及び各業種において独自に定めた広告に関する基準並びに本市の広告所業に関連する条例、要綱、基準等に違反したと判断されたとき。
- (2) 本市の業務上の都合により広告掲載に支障が生じたとき。
- (3) その他特に広告掲載に支障があると認めるとき。

- 2 市は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、広告掲載者又は広告取扱業者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 広告掲載者又は広告取扱業者は、前項の規定による広告掲載の取消しに伴う損害賠償については、市長に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- (広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告掲載者又は広告取扱業者は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告掲載者又は広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市へ申し出なければならない。
- (広告の変更)

第 14 条 広告取扱業者は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、市にあらかじめ協議するものとし、第 7 条第 2 項の規定に準じて承認を受けるものとする。
- 3 前項の規定により広告を修正する場合には、第 7 条第 3 項の規定を準用するものとする。
- (リンク先の変更)

第 15 条 広告取扱業者は、広告のリンク先の変更を希望するときは、変更しようとする日から起算して 10 日前までに市に届け出るものとする。

- 2 市は、前項の規定による届出があった場合は、変更後のリンク先について、基準の規定に適合しているかを確認の上、リンク先を変更するものとする。
- (広告掲載者の責務)

第 16 条 本要領でいう広告掲載者又は広告取扱業者の責務は、要綱第 6 条の規定に基づくもののほか、広告及び広告掲載者又は広告取扱業者が指定したリンク先のホームページの内容その他に関しても同様の責務を負うものとする。

(協議)

第 17 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

規格	掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。 (1) サイズ縦 50 ピクセル × 横 146 ピクセル (2) 画像形式 GIF (アニメーション GIF 不可)、J P E G、P N G (3) 容量 10KB 以内
----	--